

令和5年12月18日

生活支援部医療保険課

産前産後期間における国民健康保険料の免除について

1 制度の趣旨

令和6年1月から、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等のため、産前産後期間における保険料の免除措置を講じる。

2 免除対象者

出産する予定の被保険者及び令和5年11月1日以降に出産した被保険者。

「出産」とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産も対象となる。

3 免除対象期間

出産予定月（出産後の届出の場合は、出産月。以下同じ。）の前月（多胎妊娠の場合は、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間

4 免除する保険料額

免除対象者について算定した当該年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、免除対象期間のうち当該年度に属する月分を減額する。

なお、令和5年度においては、免除対象期間のうち令和6年1月以降の月分のみ保険料を減額する。

5 届出方法

出産予定日の6か月前から届出ができる。出産後の届出も可能。

届出に必要な書類は、届書及び母子健康手帳等。出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにする書類が必要。

6 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和5年第4回区議会定例会に追加提出予定